

第3回学術・教育・研究委員会の会議概要 (学術部会常設委員会)

日 時 平成18年2月22日(水) 13:30～16:30

場 所 日本獣医師会会議室

出席者

- | | | |
|---------|-------------|------------------------------------|
| 【委員長】 | 酒井 健夫 | 日本獣医師会理事(日本大学教授・生物資源科学部長) |
| 【副委員長】 | 金田 義宏 | 岩手県獣医師会会長 |
| 【委員】 | 江藤 文夫 | 宮崎県獣医師会会長(江藤獣医科院長) |
| | 大橋 文人 | 大阪府獣医師会(大阪府立大学教授) |
| | 唐木 英明 | 東京都獣医師会(日本学術会議第2部副部長・東京大学名誉教授) |
| | 喜田 宏 | 北海道獣医師会(全国大学獣医学関係代表者協議会会長・北海道大学教授) |
| | 種池 哲朗 | 北海道獣医師会(私立獣医科大学協議会会長・酪農学園大学教授) |
| | 局 博一 | (東京大学教授) |
| | 吉川 泰弘 | 東京都獣医師会(国公立大学獣医学協議会会長・東京大学教授) |
| 【文部科学省】 | 尾藤 広幸 | 高等教育局専門教育課課長補佐 |
| | 橘 芳久 | 高等教育局専門教育課科学・技術教育係長 |
| 【厚生労働省】 | 森田 剛史 | 医薬食品局食品安全部監視安全課情報管理専門官 |
| 【本 会】 | 大森 伸男(専務理事) | ほか |

議 事

- 1 第2回学術・教育・研究委員会の協議結果
- 2 獣医学教育の外部評価のあり方に係る論点の整理

会議概要

開会にあたり、酒井委員長(学術部会長)から「年度末で多忙の中ご出席いただいたことに感謝する。限られた時間だが、有意義な議論となるようご協力いただきたい。」との挨拶があり、あわせて文部科学省及び厚生労働省から出席した担当官が紹介された。

1 第2回学術・教育・研究委員会の協議結果

(1) 事務局から、第2回委員会会議概要に基づき協議結果が説明され、前回のとりまとめの主な内容として以下が確認された。

ア 外部評価の枠組み作りに向けた議論は今後も委員会を中心に進め、関係団体への呼びかけを行う。

イ 酒井委員長を中心として全国大学獣医学関係代表者協議会（以下「全国協議会」）において実施する実態調査結果を委員会における協議に活用する。

ウ 第3回委員会には、文部科学省、農林水産省に加え、厚生労働省にもオブザーバー参加を求める。

(2) 酒井委員長から前回の会議の内容について以下のとおり補足された。

ア 各大学の教員数の問題は、獣医学教育の改善を図る上で喫緊の課題である。

イ 獣医師の需給動向は地域偏在、職域偏在はあるが全体として充足していると認識している。

ウ 外部評価組織としては、JABEEのような審査を受ける側(大学)が審査料を支払う仕組みを考慮する必要がある。

2 獣医学教育の外部評価のあり方に係る論点の整理

これまでの検討で出された意見をとりまとめた会議資料「獣医学教育の外部評価のあり方(主な論点と考え方)」に基づき、協議がなされた。主な意見は以下のとおりである。

なお、外部評価の具体的手順・仕組み等に係る参考資料として米国獣医師会教育評議員会による「認定の考え方と手順」の資料が事務局から各委員に配布され、事務局から掲載項目について説明された。

(1) 「大学設置基準」に関する議論の中で、獣医学系大学の教員数について、以下の意見が出された。

ア 教員数が20人程度だった大学が自助努力の結果として36人に達した場合、「改善の成果として評価すべき。」とする立場と「本来の目標である大学基準協会による最低基準の72人はもとより全国国公立大学農学関係学部長会議において示された54人さえ達成していないのでさらに改善がなされるべき。」とする立場がある。

イ 努力の結果は正当に評価されるべきだが、「教員数36人」が現実目標とされてしまっている。しかし、これは改善のステップにすぎない。

ウ 現実的な目標としての36人程度と、最終目標の72人に向けて努力を続ける立場とを併記すべきである。

エ 「教員数36人が、現状での目標となっているが、36人は、いかなる根拠に基づくものでもない。当面の目標は54人であり、最終目標は72人である。36人は通過点であり、最終ゴールではない旨の意思統一を図る必要がある。」といった表現にしてはどうか。

- (2) 「入学定員と獣医師の需給」について、以下の意見が出された。
- ア 文科省としては、入学定員に関しては、獣医療施策を所管する農水省における需給は足りており、定員は増やすべきではないとの意見を踏まえ、結論として増員の必要なしということになっているということである。
 - イ 大学教育が6年制へと移行する薬学では定員増の方向で動いている。日本薬剤師会としても今後需要は拡大することを認めていると聞いている。
 - ウ 獣医学教育改善の観点からは、入学定員抑制の立場は堅持した上で、教員増を図るのが現在の方向性と認識している。個々の大学の経営の立場から、「教員増のための入学定員増」を受け入れた場合、教育改善にはつながらない。
 - エ 定員増を教員増につなげるという考え方のほかに、獣医学科以外の新たな学科や研究施設を設置し、そこに配置した「食品衛生」や「動物福祉」等の教員が獣医学科の教育にも携わるという方法で、教員72人体制の実現を図ろうとしている大学もある。
 - オ 自助努力による教員増を進めている大学では、他学科に比較して学生一人当たりの教員数が多くならざるを得ず、それを理由として教員増に対する理解が得られないため、改善が進まないというところもある。こうしたところは、段階的に定員増を認めていく選択肢を完全に否定すべきではない。
 - カ 総論として入学定員の抑制には異論はない。国立大学について、ステップとしての教員54人、そして最終目標72人を達成するための再編統合。それがこれまでの議論の流れである。
- (3) 「教育・研究のシステム評価」について、独立行政法人大学評価・学位授与機構や財団法人大学基準協会等による評価は大学あるいは学部単位での評価であり、現状では獣医学科の教育・研究を横断的に評価するシステムがないという実情を取りまとめ案に盛り込むことが確認された。
- (4) 「獣医学系大学及び関係団体・機関との係り方について」は、以下の意見を踏まえて委員長、副委員長及び事務局において論点を整理し直すこととされた。
- ア この内容をここに置くと全体としてのすわりが悪い。現在の1と2を入れ替え、むしろ、初めに「1 外部評価システムに対する獣医学系大学及び関係団体・機関の考え方」として「システムの目的と意義」、「システムの方向性」、「大学及び関係団体における合意形成」等の総論を述べ、その後現状として「2 学校教育法等に基づく評価体制と現行の評価システムにおける問題点」を述べることにしてはどうか。
 - イ 会議資料においては「獣医学系大学及び関係団体・機関の考え方」とされているが、「獣医学系大学及び関係団体・機関の係り方」とすべきである。
 - ウ 文科省としては、ここで協議されている外部評価システムとの連携・支援等に関しては、改めて検討し対応する必要があると考えている。
 - エ 今後の進展のためには関係者の共通認識を得る必要があり、協議会等の場において意見調整を図る必要がある。

(5) 「評価の仕組み」について、以下の意見が出された。

ア 大学評価・学位授与機構や大学基準協会等、現在の文部科学大臣認証機関による評価と、我々が実現を目指している外部評価機関とでは、仕組みが異なる。概念を示すと、以下のとおりである。

認証機関による大学評価	目的とする獣医学教育の外部評価
1 各大学がそれぞれ独自基準を策定し、その達成度を評価	1 獣医学教育に特化した統一の共通基準を策定し、その達成度を評価
2 大学・学部単位の個別評価で大学間の比較は行わない	2 各大学の獣医学教育の水準を横断的に評価する。結果として大学間の序列が明らかになる

イ これまでの議論では、外部評価の仕組みを「二段構え」としているが、自己点検・評価を一段階、第三者による外部評価を二段階とするのか、それとも、現在実施されている私立獣医科大学協議会における評価を国公立大学においても同様の仕組みを導入した上で、これら協議会における各大学横断的評価を一段階評価とし、更に、その結果等を受けて第三者による統一的な評価を行い、これを二段階目の評価とするのか明確化する必要がある。

ウ これまでの議論では、後者のシステムの導入を考えてきた。第一段階の各協議会による評価は自己点検・相互評価であり、その上で第一段階の点検・評価結果をチェックするために独立機関による二段階目の評価を行う。これを外部評価として位置づける考えである。

エ 従って、まず、国公立大学における自己点検・相互評価の仕組みを協議会が軌道に乗せることが必要である。

オ 外部評価機関が設定する評価基準は、前期委員会で策定した標準的カリキュラムが基本となるが、一面的な評価ではなく、全ての大学で教育がなされるべきものと各大学・各地域の特色があるものに分けて評価する必要がある。

カ 私立獣医科大学協議会においては、共通の調査項目に基づいたアンケートを実施している。短期的目標、中・長期的目標を設定し、期間が終了したものについては3段階評価を行っている。結果については冊子にまとめ、各大学、文科省・農水省・厚労省等に配布し、公表している。

(6) 「評価組織のフレームワーク」について、以下の意見が出された。

ア 評価を行いつつ、各大学に教育改善の環境整備に向けてのインセンティブを持たせることが求められる。評価基準を厳しくし、8~9割の大学がそれを満たせないとすると、「みんな同じ。」という安堵ムードが漂ってしまう。満たしていないのが1割ということになると、その大学は焦燥感を募らせ、改善につながるだろう。

イ 基準設定は、改善状況を見ながらステップバイステップで柔軟なものとして定めることができるようにしていくべきである。

ウ 短期的には自己点検・評価による改善を進める一方、外部評価は中・長期的視野での改善に資するものとして位置づけるべきである。外部評価において基準未達の大学については体制整備を求める。

エ 私立大学については「建学の精神」に基づいて教育が行われているので、評価判定に当たっては一定の配慮が必要である。

オ 外部評価の費用を国が負担するのは困難である。法律上の義務が課せられた評価の立ち上げ経費の負担は唯一専門職大学院に例がある。

カ 外部評価に要する経費の費用は、評価を受ける大学が負担することが基本と理解する。

キ 費用負担については、外部評価をどのような内容にするかにより、その評価組織が定まり、また必要な経費等も定まることとなる。先ず、外部評価の全体像を明らかにした後、費用負担の具体化を検討する。

(7) 関係大学・団体・機関等の連携については、「(6) 評価の仕組みについて」での議論を踏まえて、まず国公立大学が連携した評価システムの立ち上げを目指し、私立大学のシステムとの調整を図る、その後、2段階目の全体の評価のシステムを日本獣医師会と日本獣医学会等の関係団体・機関が連携をとりながら立ち上げることとする。

(8) 「評価の効果・効力と活用策」について、以下の意見が出された。

ア 評価を受けた大学が評価結果に対する改善目標を設定し、実現に向けての努力と、その後の検証を行う必要がある。

イ 基準に達しない大学を公表するのではなく、基準を満たした大学のリストを公表する。

ウ 改善を要する事項を大学に通知し、項目ごとに期限を設け、その達成度を検証し、対応されない場合に大学名、改善を要する事項を公表する。

エ 資料中の「評価を受けた大学の対応能力と責任」の項目については、「改善目標の設定とその後の検証」に改める。

オ 資料中の「獣医学部体制の再編整備の進展」の項目については、再編という言葉が用いられた経緯、私立と国公立の状況の違い等を考慮し、議論をスムーズにするため、「再編整備」という言葉を「教育改善の進展」と変更する等表現方法を工夫すべきである。

カ 国立大学の再編整備による教育改善は、終始一貫した考えとして明確化しておく必要がある。学部体制への整備が究極の目標であり、そのための外部評価であり、その手段は再編による整備・統合ということとなるのではないか。

キ いわゆる自助努力による整備が行われる中で教員数についての二極化が指摘されているが、「大学の二極化」という表現について、教育関係者以外の者にも状況をわかりやすく説明するため、教員数、講座数の整備状況を整理する必要がある。

まとめ

- 1 酒井委員長から、3月22日に開催される全国大学獣医学関係代表者協議会（以下「全国協議会」）において本委員会の検討内容を中間とりまとめの形で報告し、各大学から意見を求める事が提案され、了承された。
- 2 全国協議会での報告にあたり、関係者の理解を深めるため、本委員会の会議資料「獣医学教育の外部評価のあり方（主な論点と考え方）」を取りまとめ、説明資料を作成することとされた。
- 3 説明資料の作成に当たっては、委員長、副委員長及び事務局において原案を作成し、委員に送付して了解を得るとともに、文科省、農水省、厚労省とも調整を経ることとされた。
- 4 第一段階評価を私立とともに国公立大学においても軌道に乗せるため、国公立大学獣医学協議会において、自己点検・相互評価体制の構築に関し国公立大学の意見の取りまとめと私立獣医科大学協議会との調整について検討を急ぐ必要があるとされた。
- 5 大森専務理事から、3月22日の全国協議会の場で説明資料を配布して説明を行い、一定期間内に関係者に意見提出を求めた後、結果を取りまとめ、次回委員会で外部評価の取り組みに当たっての考え方の骨子を検討・取りまとめることとされ、終了した。